

大和市生活保護・住宅支援給付就労支援員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第24号

大和市生活保護・住宅支援給付就労支援員設置規則の一部を改正する規則

大和市生活保護・住宅支援給付就労支援員設置規則（平成21年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市生活保護就労支援員設置規則

第1条中「及び大和市住宅支援給付事業実施要綱（平成21年大和市告示第233号）第10条に規定する住宅支援給付を受給している者（以下「受給者」という。）」及び「及び受給者」を削り、「大和市生活保護・住宅支援給付就労支援員」を「大和市生活保護就労支援員」に改める。

第3条第1号中「及び住宅手当緊急特別措置事業」を削り、同条第2号中「及び受給者」を削る。

第4条中「4人以内」を「3人」に改める。

第6条中「及び受給者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に大和市住宅支援給付事業実施要綱（平成24年大和市告示192号）

附則第3項の規定により支給期間の延長等をされた受給者に対する就労支援員の職務については、なお従前の例による。